



資料1 OECMの設定・管理に関する これまでの成果について



1. 本検討会の目的とこれまでの検討経緯

■ 「OECM」の設定・管理を進めるにあたり、**専門的見地から助言を得るため**、令和2年度に有識者による検討会を設置。

本検討会の検討事項



- ① 民間等取組区域を「自然共生サイト」として個別認定する仕組みに関する事項
- ② ①の仕組み以外によるOECMの設定・管理に関する事項
- ③ ①②を推進するための取組に関する事項
- ④ その他OECMに関する事項

過去の検討会での議題

R2

- 検討の背景・国際的動向の整理
- OECMの対象として捉えるべき地域
- 日本においてOECMに期待される役割

R3

- 海域OECMの検討の進め方・懸念点
- 生物多様性保全に寄与する地域イメージ
- 認定基準の作成
- 認定の進め方（制度イメージ）

R4

- 認定基準の磨き上げ
- 自然共生サイト申請様式の作成
- 自然共生サイト認定の試行
- 申請・審査プロセスの改善

国内・国際動向

青字：国際動向 緑字：国内動向

- 2010/10 生物多様性条約COP10 **愛知目標採択**
- 2012/9 **生物多様性国家戦略2012-2020 閣議決定**
- 2020/3 自然環境保全基本方針閣議決定
- 2020/9 地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）
- 2021/3 次期戦略の具体的な検討を開始
- 2022/4 **30by30ロードマップ公表**
- 2021/10 昆明 2022/12 モントリオール
生物多様性条約COP15
昆明・モントリオール生物多様性枠組採択
- 2023/3 **生物多様性国家戦略2023-2030閣議決定**
- 2023/9 自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）
本格始動

2. OECMの定義と各国状況



OECM(Other Effective area-based Conservation Measures)とは

- 2010年の生物多様性(CBD)条約第10回締約国会議 (COP10) の「愛知目標」で、「2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%」を**保全するための達成手段の一つ**として掲げられたもの
- 2018年のCOP14で、「**保護地域以外の地理的に確定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続する方法で統治・管理されているもの**」と定義

OECMの国際的な基準 (決定14/8付属書Ⅲ OECMに関する科学技術助言)

- この科学技術的助言は、**柔軟かつケース・バイ・ケースで適用されるべき**とされている

基準A	保護地域として未指定
基準B	統治・管理の存在 (地理的に画定された空間、正当な管理当局、管理されている)
基準C	域内保全への継続的かつ効果的な貢献 (有効性、長期継続性、生物多様性の域内保全、情報とモニタリング)
基準D	付随する生態系の機能とサービス、及び文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値

(環境省による仮訳)

各国の取組

- 2023年6月現在、WD-OECM*へは9か国が登録 (検討開始時の2020年12月は3か国)

各国のOECM設定状況 (2023年6月時点)

【アジア】 フィリピン : 178サイト	【欧州】 イギリス : 10サイト スイス : 8サイト
【北米】 カナダ : 238サイト	【アフリカ】 モロッコ : 314サイト アルジェリア : 5サイト 南アフリカ : 17サイト
【南米】 コロンビア : 55サイト ペルー : 1サイト	

*WD-OECM : World Database on OECMsの略

3. 日本におけるOECMの考え方と目指すべき姿

- IUCNガイドラインには、一般原則としてのOECMの考え方について記載されている一方で、OECMは多様な在り方が許容されており、OECMの考え方は各国の状況に応じて個別に判断すべきとされている。
- そこで、令和2年度の検討会で、まずは我が国におけるOECMの考え方やOECMが果たしうる役割を整理。

日本におけるOECMの考え方

国土全体	
生物多様性の長期的な域内保全に貢献する地域	貢献しない地域
生物多様性保全が主目的	生物多様性保全が主目的でない
保護地域	OECM

※四角の大きさは割合を表さない

- 保護地域以外にも、**里地里山、水源の森、都市の自然**など、様々な場所が**生物多様性の保全**に貢献。
- **人びとの生業や民間の自発的な取組**によって自然が守られている地域もOECMになり得る。
- OECMはCOP10の時に誕生した手法で、「**名古屋のギフト**」とも呼ばれる。

OECMの設定を通して目指すべき国土・社会の姿

生態系サービスの好循環 ネイチャーポジティブの実現

生物多様性の保全・生態系サービスの持続的な利用

1. 保護地域・OECMによる生物多様性保全上の重要度が高い地域の保全
2. 生物多様性保全に貢献する農林水産業等の土地利用の継続
3. 土地の管理の継続による調整サービスや文化的サービスの享受
4. 生物多様性の保全のための土地管理の長期性の確保
5. 生態系ネットワークの確保
6. 地図情報の管理・共有による生態系ネットワークの可視化

社会経済的な価値の創出

7. 企業やNGO等の価値の向上、ESG投資等の評価への反映
8. 公共的側面の評価を踏まえた土地管理等への支援
9. 人口減少社会を見据えた国土の効率的・計画的な利用
10. 多様な主体の連携・協働
11. 地域の資産としての認知、利用、支援

保全目標の達成

12. 国際パートナーシップによる保全・連携の推進
13. 地方公共団体等の生物多様性保全の成果指標
14. 地域循環共生圏の構築、里山未来拠点の形成

4. 自然共生サイトの検討経緯 1/2

- 我が国では、民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域は、国立公園といった保護地域内にも存在。
- そのため、保護地域の内外にかかわらず、民間等の取組区域を捉える仕組みを検討。

第1回目の検討会にて共有された事例（令和2年度検討会資料から抜粋・整理）

企業緑地の事例

民間企業の取組により保護がされている例



茅場管理の事例

保全を目的としない例（茅場の管理が結果として生物の生息環境を維持）



バードサンクチュアリの事例

保護地域内でNPOの取組により保護されている例



自然再生の事例

民間企業により工場周辺の荒廃地が継続的に管理されている例



事例の共有を通じて分かったこと

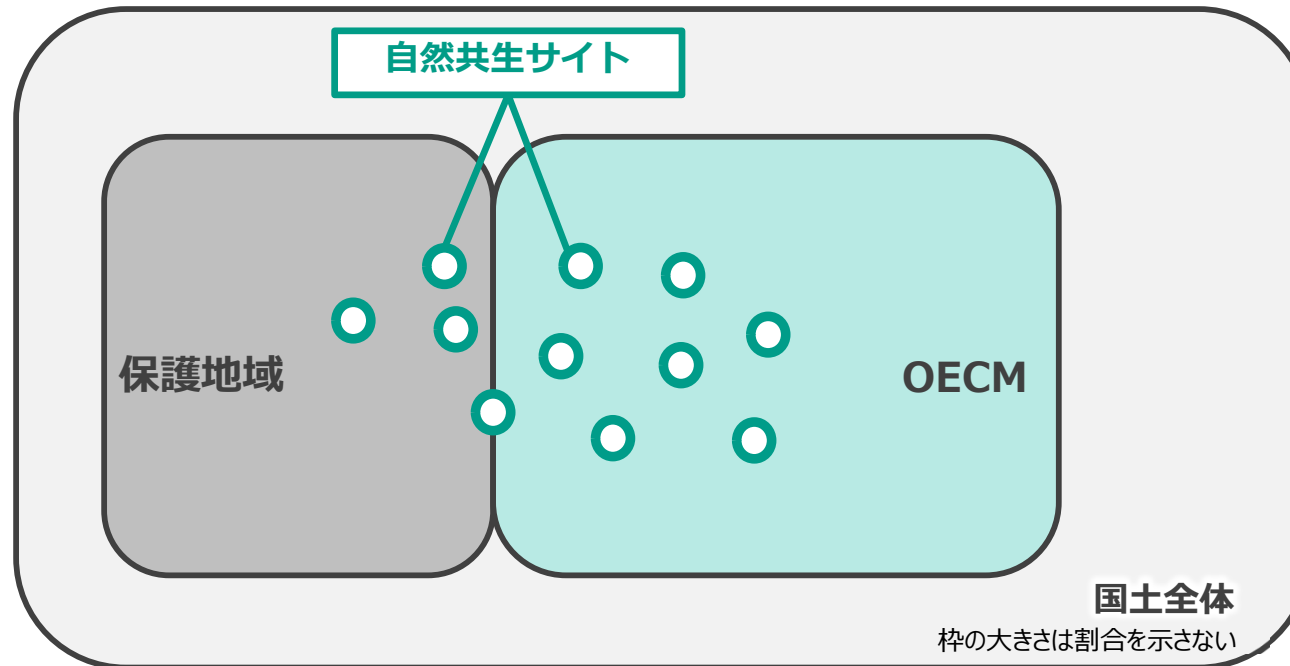
- OECMには、**民間主体の取組み**も多い
- 我が国では、**保護地域内でも民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている**区域が存在

保護地域の内外にかかわらず、民間主体の取組区域を捉える仕組みを検討

4. 自然共生サイトの検討経緯 2/2

- 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定。保護地域との重複を除いた区域をOECMとして登録。令和3年度から具体的な仕組みの内容や認定基準について議論を実施。
- 「自然共生サイト」という名称について・・・自然をイメージする単語、人との関係を表す単語を組み合わせ。

保護地域・OECM・自然共生サイトのイメージ



図中の○が「自然共生サイト」

このように、OECMの議論をきっかけに、民間取組区域を認定する「自然共生サイト」が産まれた。

検討会の議論と並行して、TNFDの取組促進やESG投資の呼び込みに対する自然共生サイトへも期待も高まったため、**自然共生サイト**の取組促進を図ることとした。

5. 自然共生サイトに係るこれまでの動き

自然共生サイト認定基準の検討と試行

- **IUCN Methodology** (※1) に沿って、自然共生サイトを認定するための基準の検討を開始。
 ※1 IUCN Methodologyとは
 潜在的なOECMを特定し、個々のサイトについてケースバイケースで評価するための方法論としてIUCNが公表したもの
- OECMを特定するための**3つのステップ** (※2) が整理されている
 ※2 Step1：スクリーニング / Step2：ガバナンス機関の同意取得と地域の情報整理 / Step3：該当性評価の実施

令和3年度

IUCN MethodologyのStep1 (スクリーニング)	認定基準
1.1 地理的に画定された境界を持つ 1.2 保護地域ではない	1.境界・名称に関する基準
2.1 統治責任が明確 2.2 管理の対象となっている 2.3 統治責任と管理の体制の持続が期待できる	2.ガバナンス・管理に関する基準
3 生物多様性の重要な価値を含む可能性が高い	3.生物多様性の価値に関する基準
4.1 管理体制によって効果的な保全が期待できる 4.2 管理体制によって長期的な保全が期待できる	4.管理による保全効果に関する基準

各認定基準を
IUCN
Methodology
のStep2,3に
沿って細分化し
認定基準詳細を
作成

令和4年度

令和4年度に以下4つのプロセスを試行

- ①申請書作成
- ②事務局予備審査
- ③有識者審査委員会による審査
- ④審査結果の通達

認定の試行

令和4年度前期：23サイトを認定相当と判断
 令和4年度後期：33サイトを認定相当と判断

試行結果を基に、認定基準や申請時に
提出を求める書類等を再検討・修正

正式申請の意向を確認し、
審査委員会で、正式な判断を行う

令和5年度
(今年度)

検討・試行を経て作成した認定基準を用いて、**本格運用を開始済**

6. 令和4年度の自然共生サイト試行事例

- 令和4年度は自然共生サイトの認定制度（申請・審査）試行を実施（前期23サイト、後期33サイト）。
- 試行の結果、56サイトは「試行結果として認定相当」と判断。



つくばこどもの森保育園
（社会福祉法人花畑福祉会／茨城県）
保育及び環境教育のための水田ビオトープ



三井住友海上駿河台ビル及び駿河台新館
（三井住友海上火災保険株式会社／東京都）
ビルの屋上緑地及び壁面緑化、植栽、街路樹



日本製紙 鳳凰社有林
（日本製紙株式会社／山梨県）
高山植物等が生息する環境林分



富士通 沼津工場
（富士通株式会社／静岡県）
自然樹林・整備樹林、茶畑等の庭園、芝生



シャトー・メルシャン 梔子ヴィンヤード
（キリンホールディングス株式会社／長野県）
ブドウ畑及び圃場としての草原





阪南セブンの海の森
（一般財団法人セブン-イレブン記念財団／大阪府）
府内有数のアマモ場

7. 令和4年度に実施の課題検討・調査業務 1/2 (課題調査、里山調査)





課題調査

自然共生サイトの認定を加速させるため、10の調査サイトを選定し、他の地域にも知見を活用できるよう課題の整理・分析を実施。調査事例の一部を以下に記す。

調査地名	所在地／協力者	課題	検討結果
 <p>穴塚の里山</p>	茨城県土浦市／ 穴塚の会	地区全体200haの認定を目指したいが、 会所有の21ha以外は多数の土地所有者。	まずは所有者と同意が得られた区域から認定申請し、 自治体と連携して範囲を広げていく。
 <p>久米島のサンゴ礁</p>	沖縄県久米島町／ 一般社団法人 久米島の海を守る会	海域のため 対象範囲設定の検討・外部での保全活動の位置付け。	モニタリング対象海域 を対象範囲に設定。外部の活動との関連性は将来的な課題として 検討継続。

里山調査

里地里山について、ある一定のまとまりあるエリアとして、自然共生サイト認定する手法の検討を実施。調査事例の一部を以下に記す。



調査地名	所在地／指定法令	管理概要	申請方法
 <p>久保川イーハトーブ世界</p>	岩手県一関市／ 自然再生推進法	法に基づき再生計画、範囲を決定。 協議会所属団体が再生活動を実施。	自然再生協議会長を代表者 として、 協議会総会での決議や地域説明会の実施 により承諾を得る。
 <p>鳥川ホテルの里</p>	愛知県岡崎市／ 岡崎市自然環境保全条例	全域が条例第21条により「自然ふれあい地区」に指定 鳥川ホテル保存会が保全活動実施。	自然共生サイト申請の旨を公表し パブリックコメント を実施。鳥川ホテル保存会の 総会にて合意形成 を実施。

7. 令和4年度に実施の課題検討・調査業務 2/2 (生態系回復調査、伴走支援)



生態系回復調査

全国13箇所で**生態系回復手法の事例調査**を実施。本業務にて取りまとめた活動・事例の一部を以下に記す。

調査地名	所在地	活動内容	回復手法
 <p>道民の森 (Fの森)</p>	北海道当別町	放棄され藪となった牧草地を森林に回復する取組み。	在来の樹木20種ほどを苗生産し、企業、NPO、市民が協働して植樹。
 <p>恩納村サンゴ礁</p> <p>©沖縄ダイビングサービス Lagoon</p>	沖縄県恩納村	1998年におよそ9割のサンゴが死滅。 生き残ったサンゴをドナーとして、養殖・植付けを開始。	企業、行政、漁協、大学が協働して養殖・植付けに取り組んでいる。

伴走支援業務 (申請前)

自然共生サイトの認定を目指す民間等に対する申請準備段階における**伴走支援のあり方について検討**を行うために、10のサイトに対して、ヒアリング・視察等の調査と、**申請書作成に係る実際の支援**を実施。

多くの申請者が抱えていた課題

課題 1

「生物多様性の価値」がどれに該当するか分からない。

課題 2

「生物多様性の価値」について、適切な記載方法 (添付資料、示すべき種の選定) が分からない。

課題 3

自然共生サイト認定に十分な管理計画・モニタリング計画の作成方法が分からない。

講じた対応 (支援)

伴走支援における打ち合わせや現地確認の中で協議しながら、場の状況に応じて総合的に価値判断。

地域の有識者が助言することで、具体的かつ的確な支援につなげた。

申請者が持っている指針、年間計画等を元に必要な項目に落とし込むための助言、ひな型の提供。

8. 自然共生サイトの本格運用



- 自然共生サイトの本格運用は今年から開始しており、現在前期申請分の審査を進めている状況。
- 今年中に100サイト以上の認定を目指す。

■「前期」スケジュール

【申請受付】 令和5年4月3日から5月8日まで

【事務局予備審査】 令和5年5月～6月頃

【有識者審査】 令和5年7月～8月頃

【結果公表】 令和5年8月～9月頃

■「後期」スケジュール（予定）

【申請受付】 令和5年8月・9月頃

【事務局予備審査】 令和5年9月～10月頃

【有識者審査】 令和5年11月～12月頃

【結果公表】 令和5年12月頃

今年中に100サイト以上の認定を目指す

9. ネイチャーポジティブの実現に向けて

- 生物多様性COP15にて採択された「**昆明・モンリオール生物多様性枠組**」で、2030年までに「自然を回復軌道に乗せるために**生物多様性の損失を止め反転させる**」といういわゆる**ネイチャーポジティブ**が掲げられた。
- 世界目標を踏まえ、2030年のネイチャーポジティブ実現を目指し、**生物多様性国家戦略2023-2030**が2023年3月に閣議決定。

